



SMTB年金ニュース

(平成24年10月10日)

三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

受給者減額実施に伴う取扱いについて

厚生年金基金における受給者減額(受給者及び受給待期脱退者の給付減額)に伴う規約変更 を認可する場合の取扱いについて、厚生労働省より以下のとおり確認を得ました。(確定給付 企業年金は対象外)

- ✓ 昨今、代行割れ(純資産額が最低責任準備金を下回っている状態)の基金が増加していることを受けて、受給者減額前に特例一時金(※)の支給による財政への影響把握を今まで以上に入念に行うこととした。
- ✓ 特に、直近の財政検証において代行割れとなっている基金が受給者減額を実施する場合、 減額対象者への書面等による照会などにより特例一時金の取得割合の予測を行った上で、 財政への影響を検証した資料の提出を必須とする。
- ✓ 本件は厚生労働省から地方厚生局に周知済みであり、取扱いの詳細については、受給者 減額に係る相談を行う際に厚生局から指示することとなる。

上記内容の詳細は信託協会を通じて厚生労働省宛て確認中です。新たな情報が判明次第、追ってご連絡いたします。

(※) 受給者減額を実施する際には、受給者及び受給待期脱退者のうち希望する者に対して、最低積立基準額相当分または減額相当分の一時金(特例一時金)等の支給を行う必要があります。受給者減額を実施したとしても、想定以上に特例一時金の支給を行った場合、最低責任準備金に対する積立水準が低下する可能性があります。

以上

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595

